

平成 21 年第 3 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

平成 21 年 9 月 10 日（木曜日）

議 事 日 程 第 4 号

平成 21 年 9 月 10 日（木曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|------|-----------|---|
| 第 1 | 議案第 181 号 | 大仙市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・討論・表決) |
| 第 2 | 議案第 150 号 | 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 3 | 議案第 162 号 | 字の区域の変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 4 | 議案第 152 号 | 大仙市協和温泉供給条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 5 | 議案第 159 号 | 大仙市羽後長野合築駅舎交流施設条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 6 | 議案第 151 号 | 大仙市協和林業者等休養施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 7 | 議案第 153 号 | 大仙市協和休養センター条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 8 | 議案第 157 号 | 大仙市営協和スキー場条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 9 | 議案第 158 号 | 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 10 | 議案第 163 号 | 損害賠償の額を定めることについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 11 | 議案第 154 号 | 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |

- | | | |
|-------|-------------|--|
| 第 1 2 | 議案第 1 5 5 号 | 大仙市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 1 3 | 議案第 1 5 6 号 | 大仙市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 1 4 | 議案第 1 6 0 号 | 大仙市下水道条例及び大仙市下水道終末処理場施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 1 5 | 議案第 1 6 1 号 | 大仙市南外地域公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 1 6 | 議案第 1 6 4 号 | 損害賠償の額を定めることについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 1 7 | 議案第 1 6 5 号 | 損害賠償の額を定めることについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 1 8 | 議案第 1 6 6 号 | 市道の路線の認定及び廃止について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 1 9 | 議案第 1 6 7 号 | 工事請負契約の締結について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 0 | 議案第 1 6 8 号 | 平成 2 0 年度大仙市上水道事業剰余金の処分について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 1 | 議案第 1 6 9 号 | 平成 2 1 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 2 | 議案第 1 7 9 号 | 市道の路線の認定及び廃止について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 3 | 議案第 1 7 0 号 | 平成 2 1 年度大仙市一般会計補正予算 (第 5 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 4 | 議案第 1 8 0 号 | 平成 2 1 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号)
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 5 | 議案第 1 7 5 号 | 平成 2 1 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決) |

- 第 26 議案第 174 号 平成 21 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 27 議案第 171 号 平成 21 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 28 議案第 172 号 平成 21 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 29 議案第 173 号 平成 21 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 30 議案第 176 号 平成 21 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 31 議案第 177 号 平成 20 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 32 議案第 178 号 平成 20 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 33 議案第 182 号 平成 21 年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）
（説明・質疑・企画産業委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 34 陳情第 65 号 消費税の引き上げに反対することについて
（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 35 陳情第 98 号 保険で良い歯科医療の実現を求めることについて
（教育民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 36 意見書案第 74 号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書
（質疑・討論・表決）
- 第 37 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査
- 第 38 大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の調査報告について

出席議員（28 人）

1 番 佐々木 昌 志	2 番 佐 藤 文 子	3 番 小 山 誠 治
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 北 村 稔	8 番 高 橋 敏 英	9 番

10番 千葉 健	11番 渡邊 秀俊	12番 金谷 道男
13番 斉藤 博幸	14番 佐々木 洋一	15番 武田 隆
16番 藤田 君雄	17番 菊地 幸悦	18番 佐藤 芳雄
19番 大野 忠夫	20番 大山 利吉	21番 高橋 幸晴
22番 本間 輝男	23番 門脇 一男	24番 橋本 五郎
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 鎌田 正
29番 竹原 弘治	30番 児玉 裕一	

欠席議員（1人）

28番 大坂 義徳

説明のため出席した者

市長 栗林 次美	副市長 久米 正雄
副市長 山王丸 愛子	教育長 三浦 憲一
代表監査委員 福原 堅悦	総務部長 老松 博行
企画部長 小松 辰巳	市民生活部長 元吉 峯夫
健康福祉部長 武藤 芳和	農林商工部長 藤原 薫
建設部長 中嶋 喜代博	病院事務長 伊藤 和保
水道局長 藤田 良雄	教育次長 高橋 修司
教育次長 藤原 保子	総務課長 進藤 雅彦

議会事務局職員出席者

局長 田口 誠一	主幹 伊藤 雅裕
副主幹 進藤 博秀	主査 菅原 直久
主事 中川 智晴	

午前10時00分 開 議

○議長（佐々木昌志君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、28番大坂義徳君であります。

○議長（佐々木昌志君） 本日の会議は、議事日程第４号をもって進めます。

○議長（佐々木昌志君） 日程第１、議案第１８１号を議題といたします。

議案第１８１号は、議会運営委員長から提出されております。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件につきましては、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

議案第１８１号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 討論なしと認めます。

これより議案第１８１号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第２、議案第１５０号及び日程第３、議案第１６２号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長２９番竹原弘治君。はい、２９番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 おはようございます。

本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件について、去る９月４日に関係

職員の出席を求め委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

はじめに、議案第１５０号「大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６２号「字の区域の変更について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１５０号及び議案第１６２号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第４、議案第１５２号及び日程第５、議案第１５９号の２件を一括して議題といたします。

本２件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会本会議第３日目に当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る９月４日に委員会を開催し、所管の関係部長をはじめ職員の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１５２号「大仙市協和温泉供給条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、格別なる質疑・討論はなく、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１５９号「大仙市羽後長野合築駅舎交流施設条例の制定について」につきましては、質疑において、委員から「交流施設の利用の不許可の条項の中に「もっぱら営利を目的とするとき」とあるが、これによりみやげ品等の販売はできないのか。」との質問があり、それに対して当局からは「金銭のやり取りをすべて禁止する趣旨ではなく、施設の効用を阻害しない範囲で、利用する本来の目的を勘案しながらその都度決定したい。」との答弁がありました。

そのほか２、３の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１５２号及び議案第１５９号の２件を一括して採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本２件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第６、議案第１５１号から日程第１０、議案第１６３号までの５件を一括して議題といたします。

本５件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君） 【登壇】 本会議第３日に当常任委員会に審査付託

となりました事件につき委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第151号「大仙市協和林業者等休養施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第158号「大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について」までの4議案につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本4議案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第163号「損害賠償の額を定めることについて」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、本人が起こした事故と保険適用についての質問があり、当局からは「ほかの判例等を見ると、施設において通常の福祉サービスを受ける際の一連の行動の中で、自ら転倒してけがをした場合でも、その管理責任は必ず問われている。施設内での事故に備えて法人移行した施設も含めて市の直営施設はすべて任意の賠償保険に加入しており、今回の事故についても係争にせずに保険制度を適用して保険会社を交えて話し合いによる解決を選択したものである。」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第151号、議案第153号、議案第157号、議案第158号及び議案第163号の5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第11、議案第154号から日程第22、議案第

１７９号までの１２件を一括して議題といたします。

本１２件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１９番大野忠夫君。
はい、１９番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】　ご報告いたします。

今期定例会本会議第３日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る９月７日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１５４号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第１５５号「大仙市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第１５６号「大仙市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」の３件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本３件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６０号「大仙市下水道条例及び大仙市下水道終末処理場施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、関連した質疑でありましたが、「８月に協和峰吉川地区で発生した工事の人身事故は下請けの業者のようであるが、大手の業者を指名して下請けをさせていることからこのような事故につながるのではないか。入札の指名方法等に問題はなかったのか。」との質疑に対し、当局からは「下水道事業については条件付きの中で市内の業者をそれぞれ事業発注している。下請けについては、受けた業者のそれぞれの理由もあるようで、今回は下請けの届けを受けた上での対応も可能とした。安全対策には十分に対応するように指示していたところで非常に残念である。引き続き万全な安全対策をとるように指示したところである。」との答弁がありました。

さらに委員からは「市政報告などでは税収が伸びていないと言っているが、本社が市外の業者を指名したら当然のように大仙市の税収は少なくなっていく。この厳しい社会情勢だからこそ、大仙市内の業者を育成するとともに税収を増やすためにも大仙市内の業者を指名することが大前提と思うので、指名委員会等でも検討を願いたい。」と要望がありました。

そのほかには質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６１号「大仙市南外地域公共下水道事業受益者分担に関する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６４号及び議案第１６５号の「損害賠償の額を定めることについて」の２件につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「今後、同様な問題を起こさないためにも、どういう対策を考えているのか。」との質疑に対し、当局からは「今回のような工事に伴う振動や地盤沈下などによる事案については、市や業者が加入している損害賠償保険の対象にならないことから大変重要な課題であると認識している。そのため、現在、内部において検討を重ねているところであるが、特にこのような軟弱地盤と判断されるような箇所での工事に当たっては、ボーリング調査、あるいは家屋の事前調査などもしっかりやっていきたい。また、設計に当たっては、複数の技術職員で関係住民の意見を聞きながら現場を踏査し、危険な要因がないかなど十分に意見交換をした上で、それを踏まえて設計に反映させたいと考えている。さらに、工事の施工時期や工事に使用する機種選定も大きな要因とも考えられるので、工事施工前に詳細な工法等について十分な打ち合わせを行うなどの対策を講じていきたい。」との答弁がありました。

また、バイパスまでの残工事との関連についての質疑に対し、当局からは「バイパスまで約８０ｍの区間については２２年度に施工予定となっており、その際には現場全体を精査し、関係住民と連絡を密にしながら安全に施工してまいりたいと考えている。」との答弁がありました。

今回の損害賠償金の示談方法についての質問では、「議決いただいた翌日には正式な示談をする予定であるが、その示談書の条項には、以後、市と当事者間においては一切の債権債務の存在しないことを確認する旨を明記する。」との答弁でした。

そのほかには質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６６号「市道の路線の認定及び廃止について」につきましては、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６７号「工事請負契約の締結について」につきましては、当局からの

内容説明に対し、質疑において「水田に埋め立てしての地盤で軟弱な地盤として懸念されるものと思われるが、基礎部分の設計については万全であるのか。」との質疑に対し、当局からは「軟弱地盤ということで事前に土質調査も実施しており、基礎杭を打ち込む工法としているので、地盤については問題はないものと考えている。」との答弁がありました。

そのほかには質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１６８号「平成２０年度大仙市上水道事業剰余金の処分について」及び議案第１６９号「平成２１年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」の２件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本２件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７９号「市道の路線の認定及び廃止について」につきましては、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。２番佐藤文子君。はい、２番。

○２番（佐藤文子君）【登壇】　私は、議案第１５５号、大仙市簡易水道事業給水条例の一部改正案に反対討論を行います。

本案は、一般質問でも指摘しましたように、少量使用家庭に配慮する料金体系にはなっているものの、簡易水道の平均月々の使用水量から料金を試算しますと、上水道の料金の１．３倍から１．５倍にもなる料金体系であります。その要因は、使用水量に乗じて係る従量料金において上水道よりも高く設定するという格差を持ち込んだことにあります。上水道も簡易水道も計画的に整備して市民に安全かつ豊富で安く水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するという目的を持って、市が責任を持っ

て実施する事業であります。市内にはまだまだ公営水道の未整備地区があり、また、水道組合が運営する集落もあります。こうしたところでの水道普及要望にも、今後しっかり応えていかなければなりません。簡易水道区域の人口密集度合いや地形などの諸条件から、整備には当然多額の費用を要します。そのために基準を超えての一般会計から繰り入れが出るのは当然であります。また、そうしなければならないのです。同じ分量の水を使っても大きな料金格差が生ずるのでは、これまでサービスと料金の統一化を進めてきた市の方針にも相反するものであり、むしろこの点で市民に不公平感を与えるものであります。改めて従量料金は上水道、簡易水道同一とするよう、再検討を求め反対討論を終わります。

以上です。

○議長（佐々木昌志君） ほかに討論の通告がありませんのでこれにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第155号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐々木昌志君） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第154号、議案第156号、議案第160号、議案第161号、議案第164号、議案第165号、議案第168号及び議案第169号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本8件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第166号、議案第167号及び議案第179号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は同意であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本3件は、同意することに決し

ました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第２３、議案第１７０号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長２９番竹原弘治君。
はい、２９番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１７０号「平成２１年度大仙市一般会計補正予算（第５号）」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１７０号「平成２１年度大仙市一般会計補正予算（第５号）」につきましては、質疑において、委員からは「耕作放棄地等利活用事業では、大仙市遊休農地活用センターを設置することとしているが、この施設での業務はどのような内容を予定しているのか。」との質問があり、それに対して当局からは「耕作放棄地の現地調査を行って図面を作成すること等を内容としているが、最終的な目的は耕作放棄地でなく、再度耕作が行われるよう推進することであり、所有者が耕作困難な土地については、一度担い手活用農地バンクにストックし、認定農業者等の担い手を掘り起こし斡旋するなどして、耕作放棄地の解消に向けて努力していきたい。」との答弁がありました。

その他２、３の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。はい、11 番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 170 号「平成 21 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「高齢者等除雪サービス事業について、今回から利用者負担額の徴収方法を「負担額を一括納付し、規定回数に達しない場合は返納する方法」から「利用者負担上限額の 15%を前納し、残りはシーズン終了後に利用実績に応じた負担額を徴収する方法」に変更するようであるが、納付が 2 回になるなど複雑になる。高齢者にとっては単純でわかりやすい方法が望ましいのではないか。」との質問があり、当局からは「利用者負担の増減を伴うものではないが、基本的には現在の福祉サービスは実績に応じて負担いただいていることや納付を 2 回に分けることにより利用者の一時的な負担の軽減が図られることなどの考えから変更しようとするものであるけれども、サービス事業の開始までに高齢者が利用しやすいように再度内容を検討したい。」との答弁がありました。

その他、「花館地域の地下水の水質について」や「就学援助扶助費や給食扶助費などの申請者が増えている背景について」など 2、3 の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 19 番大野忠夫君。はい、19 番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 170 号「平成 21 年度大仙市一般会計補正予算（第 5 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説

明に対し、質疑において「除雪作業において旧行政区が入り組んだ地域においては、除雪担当外の領域を走行し、また、飛び地において作業するなど、無駄な走行があるようであるが、改善はできないのか。」との質疑に対し、当局からは「除雪作業については合併直後に作業の統一化を図っており、その最も重要な事項として、各総合支所間の枠を超えた効率的な除雪作業を行うことで調整を図っている。まだ一部に不十分な地域があるとすれば、除雪担当者会議の中で再検討し、今年度からはより効率的な除雪作業を行ってまいりたい。」と答弁がありました。

また、「除雪対策費の予算編成方針については、毎年除雪対策費は6億円以上の予算となり、大雪の場合は10億円を超えた年もある。当初予算はできるだけスリムにして組みたいという執行部の方針はわかるが、補正予算は年度内において不足が生じたときなどに編成するもので、毎年当初予算の10倍以上を9月に補正額として計上するのは理解しがたいが、どのように考えているのか。」との質疑には、「当局の考え方としては前年度の除雪内容を検証し、その内容を今年度予算に反映させているため、9月議会において除雪対策費の本予算を編成するという基本的な考えで行っているのご理解いただきたい。」との答弁でした。

また、「建築確認業務は今後どのようなになるのか。」との質疑には、「現在、仙北地域振興局で建築確認業務全般を取り扱っているが、一般的な住宅程度については、平成22年4月の開始に向け、諸手続、条例等の整備をした上で大仙市で建築確認業務の手続が可能になる予定である。」との答弁でありました。

その他には質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第170号を原案について採決いたします。本件に関する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第２４、議案第１８０号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長３０番児玉裕一君。はい、３０番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１８０号「平成２１年度大仙市一般会計補正予算（第６号）」につきましては、質疑において、委員から「改築する仙北組合総合病院は商業施設と複合化する必要があるのか。」との質問があり、それに対して当局からは「地権者が所有する現在の建物をほかの場所へ移転することを要するため、複合化を検討しているものである。また、規模としては最小限必要な商業施設、レストラン等を想定しており、大規模なテナントを入れるという考え方ではない。」との答弁がありました。

その他２、３の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１８０号を採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第２５、議案第１７５号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 29 番竹原弘治君。はい、29 番。

○総務常任委員長（竹原弘治君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 175 号「平成 21 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 175 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第 26、議案第 174 号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 11 番渡邊秀俊君。はい、11 番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第 174 号「平成 21 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１７４号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第２７、議案第１７１号から日程第３０、議案第１７６号までの４件を一括して議題といたします。

本４件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長１９番大野忠夫君。はい、１９番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第１７１号「平成２１年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、関連した質疑でありましたが、「市政報告にもあった土地区画整理法に基づく評価員はどのような構成員で、その任務は何なのか。」との質疑があり、当局からは「土地区画整理事業を施工する場合は、区画整理事業法第６５条によって土地の評価について経験を有する者３人以上が審議会の同意を得て評価員を選任することになっている。構成員は、不動産鑑定士、固定資産評価審査委員、土地家屋調査士、銀行店長、市役所総務部税務課長をお願いしており、任務については、換地計画の中で減歩という制度があり、みなに平等な土地を提供いただくために整理前後の路線価のバランスなどを主に審議していただくものである。」との答弁がありました。

その他には質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１７２号「平成２１年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）」、議案第１７３号「平成２１年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）」及び議案第１７６号「平成２１年度大仙市上水道事業会計補正予算（第３号）」の３件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決す

べきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１７１号から議案第１７３号及び議案第１７６号の４件を一括して採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第３１、議案第１７７号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長１１番渡邊秀俊君。はい、１１番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第１７７号「平成２０年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」につきましては、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかなどにつき、担当職員に説明を求め審査いたしました。

審査終了後、意見の調整を行った結果、１つには年間取り扱い患者数を見ると、入院延べ患者数は４万１，５０２人、外来延べ患者数は１万３，０９０人で、前年度比較で入院では１７１人の減、外来では５７７人の減となっているため、今後も一層の患者の確保に努められたい。

２つには、経営面では病院事業収益が８億８，４９７万７，９１０円、病院事業費用が８億７，４９７万７，９１０円、差し引き１，０００万円の黒字となっている。

また、医業収益は前年度比７％増の６億７，９８７万１，９２６円で、これにより一般会計からの繰入金は前年度比１２％減の２億４０５万１８０円となっている。

依然として病院独自の収益と一般会計からの繰入金により病院事業を維持している現状にはあるけれども、繰入金の額が年々少なくなっていることについては、経営面での努力の跡が見られる。今後も医業収益の確保や経費節減に努め、良好な病院経営に努められたい。

3 つには、地域医療を取り巻く環境は年々厳しさを増してきているが、市立大曲病院は精神症状や認知症を呈している患者、その家族、また、地域の精神医療にとって重要な役割を持った医療機関であることから、今後も地域のニーズに合った医療の提供に努められたいとの意見を付して、本決算は出席委員の一致をもって、認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 177 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第 32、議案第 178 号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長 19 番大野忠夫君。はい、19 番。

○建設水道常任委員長（大野忠夫君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第 178 号「平成 20 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について」につきましては、当局からの決算の内容説明に対し、質疑において「貸借対照表の中で立木 1,250 万円とあるのは何であるのか。」との質疑に対し、当局からは「立木は宇津野台浄水場の滝ノ沢水源の上流にある山の杉を大川西根財産区から購入したもので、涵養林として管理している。面積 3.15ha は借地しており、立木本数は 1,618 本

である。」との答弁がありました。

さらに、「土地は財産区のものであるようだが、地上権などを設定していないと所有者が伐採するとした場合などはどうなるのか。」との質疑に対して、当局は「地上権としては設定していないが、土地については賃貸借契約を結んでいるので、立木については保護されていると考えている。」との答弁でした。

また、「貸借対照表の中で建物などの資産評価は経過年数によって価値が下がると思われる。立木や建物などの評価は、時価主義で対応していかなければ実態と合わなくなるようなことにならないか。貸借対照表は地価相場に合わせた数字で計上すべきと思うが、資産評価の仕方はどのようにしているのか。」との質疑には、「公営企業会計は地方公営企業法に則り、貸借対照表も含めた決算報告書の様式及び取得原価主義により購入、あるいは工事でかかった費用をもって評価すると定められており、それに基づいて会計処理している。一般税法上のように途中での評価替えはしていない。現行法令に則っての会計処理方法を現段階で変えることはできないが、財政の健全化法の整備に伴い、総務省でも時価主義による評価の方向で検討しているので、法改正されれば速やかに対応したいと考えている。」との答弁でした。

その他に質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は認定すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１７８号を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、認定することに決しました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第３３、議案第１８２号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君）【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

お手元の大仙市補正予算書〔９月補正（追加）一般会計補正予算（第７号）〕をご覧くださいと存じます。

１ページ目になります。

議案第１８２号、平成２１年度大仙市一般会計補正予算（第７号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、かみおか温泉「嶽の湯」の源泉井戸の改修工事費に係る補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ８２２万円を追加し、補正後の予算総額を４５２億９，６０９万６，０００円とするものであります。

補正予算の概要につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

６ページをご覧くださいと思います。

歳入１０款地方交付税は、普通交付税として８２２万円の補正であります。

次に、歳出７款商工費は８２２万円の補正であります。

かみおか温泉「嶽の湯」におきまして、去る９月７日に源泉の井戸管及び揚湯管の内部洗浄を実施するために揚湯管及び水中ポンプの引き上げ作業を行っていたところ、井戸管内部の付着物が原因で水中ポンプ等の引き上げが困難な状況となっております。対応策について検討の結果、やぐらを組み、井戸管に新たな管を回転させながら挿入し、内部の付着物であるスケールを除去して揚湯管及び水中ポンプの引き上げを行うものであります。この工法により、やぐらの組み立てや水中ケーブル・水位センサー等の交換が必要となることから、これらの工事費について嶽の湯温泉管理費として８２２万円の補正をお願いするものであります。

以上、議案第１８２号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木昌志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第１８２号は、企画産業常任委員会に付託いたします。

委員会審査のため、暫時休憩いたします。

なお、本会議再開時刻は追ってご連絡いたします。

午前 11 時 01 分 休 憩

午後 0 時 58 分 再 開

○議長（佐々木昌志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（佐々木昌志君） 日程第 33、議案第 182 号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長 30 番児玉裕一君。はい、30 番。

○企画産業常任委員長（児玉裕一君）【登壇】 休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につきまして委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第 182 号「平成 21 年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）」につきましては、質疑において、委員から「嶽の湯温泉の源泉井戸改修工事の実施中に水中ポンプの引き上げが不能になったということであるが、以前にもポンプ交換やケーシング内の洗浄が行われており、これまでの経緯から予測できなかったのか。」との質問があり、これに対して当局からは「この度の件については調査不足であった面があるので、今後は工事の発注に際し、事前の調査を徹底することとしたい。」との答弁がありました。

その他 2、3 の質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 討論なしと認めます。

これより議案第 182 号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であ

ります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木昌志君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐々木昌志君) 次に、日程第34、陳情第65号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長29番竹原弘治君。はい、29番。

○総務常任委員長(竹原弘治君) 【登壇】 ご報告いたします。

当委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第65号「消費税の引き上げに反対することについて」につきましては、採択すべきとの討論があり、採決の結果、本件を採択とすることに賛成少数であり、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(佐々木昌志君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木昌志君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木昌志君) 討論なしと認めます。

これより陳情第65号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐々木昌志君) 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

○議長(佐々木昌志君) 次に、日程第35、陳情第98号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。はい、

11番。

○教育民生常任委員長（渡邊秀俊君）【登壇】 ご報告いたします。

当委員会に審査付託となりました陳情第98号「保険で良い歯科医療の実現を求めることについて」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重審査しました結果、陳情者の願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 討論なしと認めます。

これより陳情第98号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第36、意見書案第74号を議題といたします。

意見書案第74号は、教育民生常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

本件については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会に付託はいたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第７４号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第７４号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第３７、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第９７条、同１０３条の規定により、継続審査及び所管事務調査について申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事項の調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長（佐々木昌志君） 次に、日程第３８、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

本件は、同委員会より調査が終了したことから、会議規則第１０２条の規定により、お手元に配付のとおり調査報告書が提出されました。

委員長の報告を求めます。大仙市出資法人等経営改革調査特別委員長 13 番 齊藤博幸君。はい、13 番。

○大仙市出資法人等経営改革調査特別委員長（齊藤博幸君）【登壇】 大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の調査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、第三セクターの経営改善に対して、より有益性の高い経営改善の方向を見出すために、平成 18 年第 2 回定例会において設置され、これまでに 19 回の委員会を開催いたしました。

この間、市当局が示した「第三セクター等経営改革のための方針」に対して、6 項目の要望を提示した調査報告を平成 19 年 1 月 31 日に議長へ提出し、平成 19 年第 1 回定例会においてその概要を報告させていただきました。

また、この報告書の中で「経営改善計画の進捗状況を確認することも当委員会としての責務と考え、当分の間、委員会は存続する。」とのことで経営改善計画の進捗状況及び第三セクターの経営状況の調査、また、経営の抜本的な改革を図るため、経営からの撤退、合併、指定管理者制度への移行などについて調査、検討を行ってきたところであります。

これによる主な改善内容といたしましては、奥羽山荘の株式会社わらび座への譲渡、西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者制度による新潟新光電機株式会社による営業、西仙北インターチェンジ料金所の ETC 専用スマートインターチェンジへの移行、協和地域の第三セクターの合併など、抜本的な改善が実施されたことにより、委員会の調査報告に沿った一定の改善がなされたところであります。

終わりに、これまで当委員会の調査に真摯に対応、また、ご協力をいただきました市当局と第三セクター関係者の皆様にお礼を申し上げるとともに、今後とも第三セクターの経営の健全化を図りながら住民福祉の向上に努めることをお願いするとともに、委員各位のご協力に対し心から感謝を申し上げ、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の最終報告といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（佐々木昌志君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木昌志君） 質疑なしと認めます。

○議長（佐々木昌志君）　以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成２１年第３回大仙市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後　１時１３分　閉　　会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

